

周防大島町告示第69号

平成20年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年12月3日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成20年12月10日
- 2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
神岡 光人君	新山 玄雄君
平野 和生君	魚原 満晴君
今元 直寛君	広田 清晴君
田村 三郎君	尾元 武君
中村 美子君	中本 博明君
魚谷 洋一君	平川 敏郎君
松井 岑雄君	安本 貞敏君
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

12月18日に応招した議員

12月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第3号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第4号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第7号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第9号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町民運動場設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について
- 日程第23 議案第17号 柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第24 議案第18号 平成20年度和田(小泊)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について

- 日程第25 議案第19号 平成20年度和田(東泊)漁港整備工事の請負契約の締結について
日程第26 議案第20号 平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整備事業テニスコート改修工
事の請負契約の締結について
日程第27 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第28 岩国基地関連対策特別委員会の設置について
日程第29 議会広報編集特別委員会の設置について
日程第30 地域活性化特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに議案説明
日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第7 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
日程第8 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第3号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第4号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第5号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12 議案第6号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第7号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第8号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
日程第15 議案第9号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
日程第16 議案第10号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第11号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
日程第18 議案第12号 周防大島町民運動場設置条例の一部改正について
日程第19 議案第13号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第20 議案第14号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
日程第21 議案第15号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
日程第22 議案第16号 柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について

- 日程第23 議案第17号 柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第24 議案第18号 平成20年度和田(小泊)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について
日程第25 議案第19号 平成20年度和田(東泊)漁港整備工事の請負契約の締結について
日程第26 議案第20号 平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整備事業テニスコート改修工事の請負契約の締結について
日程第27 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第28 岩国基地関連対策特別委員会の設置について
日程第29 議会広報編集特別委員会の設置について
日程第30 地域活性化特別委員会の設置について

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	岡村 春雄君
産業建設部長	斉藤 正明君	健康福祉部長	椎木 千明君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	末永 健寿君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	政策企画課長	平田 好男君
財政課長	奈良元正昭君	税務課長	橋本 澄夫君
健康増進課長	東原 平典君	契約監理課長	上元 勝見君
生活衛生課長	松村 正明君	公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君
上下水道課長	松井 秀文君		

午前10時05分開会

議長（荒川 政義君） ただいまから平成20年第4回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、神岡光人議員、4番、新山玄雄議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの10日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの10日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年、9月議会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願、陳情・要望等については、陳情・要望1件の提出がありました。陳情・要望1号については、皆様には既にお届けいたしており、議会運営委員会において御審議いただいた結果の報告済みで御案内のとおり、議員配布といたしました。

次に、系統議長会関係では、11月7日、山口市において、山口県町議会議長会定例会が開催され、前任の新山議長が出席され、平成21年度事業計画等について協議をされました。来年2月の総会にて正式に決定次第、議員各位にお知らせいたしたいと存じます。

次に、柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が文書持ち回り決済により行われ、21年度の事業計画については、第10回目となります議員研修会を来年7月14日の実施予定を取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任といたしました。

続いて、町人会等関係では、前任期中の開催でありました10月26日の東京東和町人会へは土手正喜前議員が、11月8日の近畿大島会へは富田安英前議員が、そして、改選後の新任期中の開催となります11月27日の東京大島郡人会へは、私ほか副議長、各常任委員長、議会運営委員長の6名が出席いたしました。それぞれの会におきまして、会員との情報交換を通して、さらなる親睦を深め広めるとともに、その語らいの中にふるさとに対する熱い思いをお聞きし、島を守る我々の責任の重大さを改めて肝に銘じたことは、出席者異口同音でありました。関係議員の皆様、大変御苦労さまでした。

続いて、慶弔に関しましては、地方議会議長として12年以上在職し、公正な議会運営に尽力され、さらに地方自治の発展向上に貢献されたその功績をたたえる総務大臣表彰に、新山玄雄議員が全国で6名のうちの一人として受賞の栄に浴されました。

御本人はもとより、私ども同僚といたしましても、誇りであり、御同慶に存じるところであります。新山議員さん、本当におめでとうございました。今後ともますますの御活躍を祈念いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第４、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） おはようございます。平成２０年第４回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折、早朝から御参集を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

私は、去る１０月２６日の町長選挙におきまして、皆様方を初め町民各位の力強い御支援を賜り、第２代目の周防大島町長に就任をいたしました。

就任後、最初の議会定例会の開会に当たりまして、町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力を御願い申し上げる次第でございます。

さて、平成１６年１０月１日、「島を想う心はひとつ」を基本理念に、県内では周南市に次いで２番目の新設合併による新生周防大島町が誕生いたしました。中本前町長さんのもと、合併協議会から与えられました５２の合併協定項目の実現に尽くすと同時に、旧町からの継続事業に取り組んでまいりました。

そして、いよいよこれからが合併の効果が出る時、合併の効果を出さなければならないときだと思っております。そして、町民の皆様が、合併してよかったと実感できるまちづくりに新たな決意と情熱を持って臨んでまいります。

今日の社会状況は、世界的な金融不安から世界同時不況の様相を呈しております。また、地方自治を取り巻く環境は、中央分権への対応、少子高齢化の進展、地方財政の転換期、町民要望の多様化など、今大きく変化をいたしているところでございます。

これからは、地方が自己決定、自己責任のもと、より地域の実情にあった政策を展開していく時代でございます。そのために、町民の皆様が、まちづくりに参画できる仕組みづくりや、役場職員の意識改革に取り組んでまいり所存でございます。

また、急速に進展する少子高齢化は、財政負担の増大や地域活力の低下ばかりでなく、町民生活全般に影響を与えてきております。行政、地域、家庭が役割を分担しながら、安心して子供を産み育てられる環境、高齢者一人一人が生きがいを持って健康に生活できる環境をつくっていく必要があると考えております。

景気後退が叫ばれている中で、税収の減少など、これまでにない厳しい財政状況が予想されているところでありますが、それに加えて、国の三位一体の改革によって、地方交付税や補助金、交付金の制度が変わるなど、地方財政は大きな転換期を迎えております。健全財政を確立するとともに、より簡素で効率的な行財政運営を目指してまいります。

さらには、情報化や国際化、少子高齢化の進展、環境への関心の高まりなど、社会情勢が変化し、町民の行政に対する要望も多様化、高度化しております。これらに的確、迅速に対応し、質の高い、きめ細やかなサービスを実現することが必要であります。

私は、40年余りの行政職員としての経験と実績を生かし、さきの為政者が残した町政の歴史を鏡として、幸せに暮らせるまちづくりを目指すとともに、行政の透明性を高め、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、確実にをモットーに、町政を運営してまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたことに留意しながら、合併の効果を発揮し、新町建設計画の将来像として掲げられた「元気・にこにこ・安心」で21世紀に羽ばたく先進の島の実現に向け、有機的、効率的な行政の推進に努めてまいる所存でございます。

私は、選挙を通じて町民の皆様へ訴えてまいりました政策は、新年度予算に向けて反映すべく現在調整中ではありますが、今回の補正予算の中でも、その一部について計上させていただいております。

今後、これらの政策を具現化していく過程で、議会の皆様方の御指導、御協力は不可欠なものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

申すまでもなく、役割は異なりますが、議会と町長及び執行部は車に例えるならば両輪であります。今後とも、前中本町長さん時代と同様、いや、それ以上に御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、町長就任に当たりましての所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

まず、周防大島町教育委員会委員についてであります。先ほど新たな教育長さんのほうからごあいさつもございましたが、先月開催の臨時議会におきまして、教育委員会委員の選任同意案件の御同意をいただいたところであります。11月26日に教育委員会会議が開催され、教育長に平田武氏が再度任命されました。また、教育委員長に三谷俊雄委員、同職務代理者に正久武則委員がそれぞれ選任されましたので、御報告を申し上げます。

なお、平田教育長の任期は、平成20年11月27日から平成24年11月26日までの4年間、三谷教育委員長、正久同職務代理者は、平成20年12月1日から平成21年11月30日までの1年間です。今後、周防大島町の教育行政に多大な御貢献をいただけるものと期待をいたしてるところでございます。

次に、消防団多機能型車両についてであります。

財団法人日本消防協会においては、平成19年度及び平成20年度の2カ年事業として、各県に1台、約800万円の消防団向け多機能型車両をモデル的に交付することとされており、山口県は本年度に交付が予定されておりました。

周防大島町は、山口県内で唯一の東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されておりまして、本年11月1日から山口県大島防災センターも供用開始されたところでございます。

本町は、全国的にも高齢化が著しく、独居老人所帯も多く、いわゆる災害弱者といわれる高齢者を多く抱えるまちであります。また、人口の過疎化が著しく、老朽化した空き家が多く、地震発生時の倒壊家屋による避難所や避難路の遮断も危惧されているところであります。

このような本町の背景を踏まえ、火災を初め、地震対策に対応した消防団多機能型車両を財団法人日本消防協会に交付要望したところ、11月11日付で交付決定通知がありました。納入時期は12月下旬の予定ですが、受領後の管理に当たっては、消防機材以外にAEDや各種機材等を搭載しているため、職員で構成されている分団が望ましいと考え、更新時期を迎えている消防車を管理している東和支部役場分団に配備したいと考えております。

次に、警察署の再編整備でございますが、先ほどの署長さんからの御説明もありましたが、県警察では、警察署再編整備計画に基づきまして、限られた人員の効率的な運用により、平成17年度から平成25年度をめどに警察署の再編整備を進めております。

この計画は、地域人口や社会領域の変化、犯罪や交通事故などの発生実態に適合した警察署の配置とするとともに、小規模警察署からのパトロール体制や、夜間休日の事件事故への対応の脆弱性などの問題点を解決するというものでございます。

これまでの4年間で、警察官50人以下の小規模な7警察署を隣接する警察署に統合し、27警察署から20警察署体制に再編が行われております。

来年度につきましては、平成21年4月1日に、大島警察署と平尾警察署を柳井警察署に、岩国西警察署を岩国警察署にそれぞれ統合し、また厚狭警察署を小野田警察署に統合するとともに山陽小野田警察署に改称されるということでございます。

統合後は、9署には幹部交番を置き、運転免許の更新などの事務手続は従来どおり取り扱うとのことでございます。

次に、周防大島町医療確保協議会の設立についてでございます。周防大島町公営企業局において、医師確保並びに公立病院改革プランの点検評価をしていただくため、周防大島町医療確保協議会を立ち上げました。

委員につきましては、山口大学医学部教授7名、有識者2名、町長、公営企業局から3名の計13名で構成されております。8月に第1回の協議会を開催いたしまして、会長、副会長を選任いたしました。

今後も、会の中で、医師確保等々御協議いただき、医師の確保や事業の効率的運営に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提案しております案件は、報告 1 件、諮問 1 件、補正予算に係るもの 8 件、条例の一部改正 7 件、一部事務組合の解散に関するもの 2 件、工事請負契約の締結に関するもの 3 件であります。

報告第 1 号は、専決処分の報告についてであります。

平成 19 年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事において、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので御報告するものでございます。

諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成 21 年 3 月 31 日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものでございます。

議案第 1 号は、平成 20 年度周防大島町一般会計補正予算（第 5 号）についてでございます。

後ほど補足説明をいたしますが、ちびっこ医療費助成事業について、平成 21 年度から所得制限を撤廃して医療費を助成するために基金造成をするものや、地域からの要望に応えるための総合支所経費や道路維持管理経費の増額を含めて、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 193 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142 億 8,652 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 2 号は、平成 20 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,668 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 4,684 万 6,000 円とするものでございます。

議案第 3 号は、平成 20 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,801 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 5,164 万円とするものであります。

議案第 4 号は、平成 20 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 404 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,967 万 6,000 円とするものであります。

議案第 5 号は、平成 20 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 148 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,619 万円とするものでございます。

議案第 6 号は、平成 20 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につい

てであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,499万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ312万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,060万2,000円とするものであります。

議案第8号は、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)についてであります。

周防大島町立大島病院移転新築工事の総額及び年割り額を補正するもので、補正予算書2ページの継続費のとおり、総額を8億7,334万5,000円増額し、45億154万3,000円とし、工期延長による年割り額の変更に伴い、平成20年度予算額を14億8,435万5,000円減額し、2億3,793万5,000円とするものでございます。

議案第9号は、周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

防災行政無線が町内全域に整備されたことに伴いまして、施設の設置場所が変更及び追加となったため、また、戸別受信機の貸与基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号は、周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。

独立行政法人国際協力機構法の一部が改正されたため、同法の改正に伴う号の整合を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

犯罪被害者等給付金支給法の題名が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改正され、また、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が新しく施行されることにより、本町においても同様な措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号は、周防大島町民運動場設置条例の一部改正についてであります。

山口県大島防災センター建設及び防災公園整備に伴い、町民運動場としての所有の目的がなくなったことにより条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行例の改正に伴う出産育児一時金の加算制度の導入、国の指導に伴う葬祭費の併

給禁止規定の制定及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う特定健康診査等の実施を規定するための条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

町営住宅の入居者等の生活の安全と安心の確保を目的に、暴力団員が町営住宅等を使用することを制限するため条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてであります。

議案第14号と同様に、特定公共賃貸住宅の入居者等の生活の安全と安心の確保を目的に、暴力団員が町営住宅等を使用することを制限するための条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号は、柳井地区広域事務組合の解散に関する協議についてであります。

関係地方公共団体の協議手続を行うために議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号は、柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

関係地方公共団体の協議手続を行うために議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号は、平成20年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字伊保田の大野工業株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号は、平成20年度和田（東泊）漁港整備工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字森の有限会社菊田工業が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものであります。

議案第20号は、平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整備事業テニスコート改修工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、防府市の日本道路株式会社山口営業所が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私または関係参加が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 報告第1号は、専決処分の報告であります。

平成19年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事につきまして、架空線の延長変更とこれに関係する付属部品の追加が必要となりました。このため、現契約8,160万6,000円から39万9,000円を増額した8,200万5,000円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

平成21年3月31日をもちまして任期満了となります現委員の竹本三千之氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、人格、識見ともに高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの方であり、まさしく人権擁護委員に適任であると思慮するものであります。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となる予定でございます。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、竹本三千之氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 御異議なしと認め、よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、竹本三千之氏を適任とすることに決定しました。

日程第7．議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に193万円を追加し、予算の総額を142億8,652万7,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の追加、第3条により地方債の追加及び補正を行うものであります。

まず、歳入歳出補正の主なものにつきまして、事項別明細書により説明をいたします。

11ページをお開き願います。

歳入につきまして、1款町税1項町民税は、給与所得の減により、443万円の減額であります。

2項固定資産税におきましては、徴収率の上昇見込みにより1,192万8,000円を追加するものであります。

4項たばこ税は、喫煙者の減少に伴い749万8,000円の減収見込みとなっております。

2款地方譲与税2項地方道路譲与税は、道路特定財源の暫定税率失効期間中の影響額68万4,000円を減額するものであります。

12ページの7款自動車取得税交付金も、同じく暫定税率失効期間中の影響額230万7,000円を減額するものであります。

8款地方特例交付金、3項地方税等減収補てん臨時交付金は、道路特定財源失効期間中の減収額を埋めるために交付されるものであり299万1,000円の新規計上であります。

9款地方交付税は、地方税等減収補てん臨時交付金の交付に伴い、普通交付税の算定の結果802万6,000円が追加交付されるものであります。

13ページの13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち、再編交付金は2次内定分の3,641万2,000円を追加しております。

また、国の1次補正予算に伴い交付される地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,260万4,000円を新規計上しております。

2目民生費国庫補助金は、地域介護・福祉空間推進交付金300万円を新規計上しております。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の追加であります。

5目土木費国庫補助金は、小学校校舎の耐震2次診断を地域活性化・緊急安心実現総合対策交

付金で対応することに伴い、減額するものであります。

6目教育費国庫補助金は、国の1次補正に対応した東和中学校改築に係る安全・安心な学校づくり交付金を1億691万4,000円計上いたしました。

14款県支出金2項県補助金のうち1目総務費県補助金は、広域市町村合併支援特別交付金を850万円追加し、東和中学校改築事業に充当するものであります。

14ページの3目衛生費県補助金は、水価安定補助金の確定、4目農林水産業費県補助金は、広域水産物供給基盤整備事業補助金の入札減による減額が主なものであります。

3項県委託金は、衆議院議員補欠選挙経費の確定による減額、統計調査費委託金の追加、防災センターの指定管理料の追加が主なものであります。

15ページの17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを293万9,000円減額し、財源調整を行っております。

19款諸収入4項雑入では、利用者の増によりオートキャンプ場等、片添ヶ浜公園施設の使用料収入を400万円追加計上いたしました。

20款町債では、6%以上7%未満の高金利の町債の繰り上げ償還に伴う借換債をあわせて1億60万円計上するとともに、合併特例債において東和中学校改築に伴う追加及び大島病院新築移転に伴う公営企業局への繰り出し分の減額の結果2億6,650万円の減額を行っております。

続いて、17ページからの歳出について主なものを御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、防災行政無線整備事業において事務費の調整により444万5,000円を減額しております。

5目財産管理費の基金管理経費では、平成21年度から県制度及び町単独で行っております乳児から小学生までの医療費助成について、その所得制限を撤廃し、小学生以下の子供の医療費をすべて無料化するために、その3年分の事業費として再編交付金を財源とし3,275万4,000円を積み立てることといたしました。対象者は380名程度と想定しております。観光振興事業調整基金への積立金の減額は、事業費の調整によるものであります。また、妊婦一般健康診査につきましては、国が無料化に向けて助成事業を行う方針が示されましたので、再編交付金による実施は補助対象外となりましたので、妊婦一般健康診査助成事業基金への積み立てを減額するものであります。

18ページの7目支所及び出張所費では、各支所経費において工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加し、住民要望に迅速にこたえるものであります。

8目電子計算費におきましては、LGWANシステムの機器が更新時期となりましたので、5年リースで更新することとし、そのリース料1カ月分を計上いたしました。

19ページの4項選挙費では、衆議院議員補欠選挙の決定に伴い503万3,000円の減額補正であります。

21ページの5項統計調査費では、各種統計において調査員の増員に伴う追加計上であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費のうち、社会福祉総務一般経費におきまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を財源として、転倒予防事業等の送迎や訪問活動に活用する福祉車両2台を購入する経費を計上するとともに、タクシー基本料金の値上げに伴い福祉タクシー利用助成金を追加計上しております。社会福祉施設整備事業経費は、地域介護・福祉空間推進交付金を受け、NPO法人いい日の里が、旧棕野保育所で運営する小規模多機能介護施設の備品購入について助成するものであります。

2目障害福祉費は、平成19年度補助金の清算還付金及び県の独自制度に基づく事業所支援のためのケアホーム、重度障害者支援体制強化費の計上であります。

5目介護保険対策費は、介護報酬の改定、要介護認定の見直しに係るシステム改修経費の計上が主なものであります。

23ページの2項児童福祉費では、平成21年度に策定いたします次世代育成支援計画のためのアンケート調査に係る経費、平成19年度補助金の清算還付金、日良居保育所の暖房機器の修繕費の計上であります。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生総務費は、広域水道企業団の地方債繰り上げ償還に伴う補助金及び出資金の調整と合併浄化槽設置補助金の追加計上であります。

24ページの5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、小規模高齢化集落の水路・農道等の保安全管理を支援するモデル事業として17万9,000円を新規に計上しております。農産物等加工施設管理運営経費は、利用増に伴う燃料費等の追加であります。農地・水・環境保全向上対策事業は、協定面積の増による追加計上であります。

25ページの3項水産業費1目水産業総務費は、漁業改善グループ直販施設の電気料の追加であります。

2目水産業振興費は、魚礁設置事業の入札減による工事請負費等の減額補正であります。

3目漁港管理費は、再編交付金で実施する浮島地区の陸間測量設計及び防波堤かさ上げ工事の入札減に伴う調整であります。

26ページの4目漁港建設費は、港整備交付金事業の入札減に伴う委託料から工事請負費への組みかえであります。

5目海岸保全事業は、地区間調整のための節の組みかえであります。

27ページの6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、離島交通対策経費で、原油高騰に伴う笠佐航路の燃料費の追加、ウィンドパーク管理運営経費でコピー機の故障による買い換え、竜

崎温泉管理運営経費で本年10月より法により義務づけられました温泉の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料を計上しております。

3目観光費の観光一般経費は、片添ヶ浜温泉の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料、遊湯ランドの熱交換機改修のための工事請負費を計上いたしました。公園等管理経費は、片添ヶ浜公園施設の利用増に伴う管理委託料の追加であります。

28ページをお願いいたします。7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、工事請負費1,498万円を追加し、町道等の維持補修の要望にこたえるものであります。

また、公有財産購入費は、竜頭上線ほか1路線の町道について道路用地が借地でありましたが、地権者の了解が得られましたので、これを買い取るものであります。

3項河川費では、河川改修に要する工事請負費として130万円を計上いたしました。6項住宅費は、町内各公営住宅の入居者の退去によるクリーニング経費等のために修繕費として191万9,000円を追加いたしました。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、日本消防協会から交付される消防団多機能型車両の登録諸費料を計上いたしました。

3目消防施設費は、消火栓取りかえのための工事請負費の計上であります。

4目災害対策費では、防災センター運営費に92万1,000円を追加し、パンフレットの印刷、町内LANへの接続、備品の購入を行うものであります。

30ページの9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、中学校統合経費で、中学校統合に伴う不要薬品、廃家電の処理手数料を計上いたしました。また、久賀小学校及び島中小学校の耐震2次診断を地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金で実施することとし、その財源調整を行っております。

2項小学校費では、各小学校の修繕費及び補修工事費を追加しております。

3項中学校費では、各中学校の修繕費及び補修工事費を増額計上いたしました。東和中学校改築事業経費は2億1,980万円の追加計上であります。国の1次補正により前倒しで実施することとし、その結果、補助単価のかさ上げにより、安全・安心な学校づくり交付金の総額で約1億円の増額交付が見込まれることとなります。

2項教育振興費は、就学援助対象者の増による追加補正であります。

32ページの4項社会教育費は、大島文化センターの階段、手すり、東和総合センターの空調、橘総合センターの空調及び舞台照明の修繕費の計上であります。

5項保健体育費1目保健体育総務費3目学校給食費は、久賀地区及び橘地区学校給食センターの光熱水費、修繕費等の計上であります。

11款公債費は、保証金免除の繰り上げ償還の額が決定いたしましたので、これを追加補正す

るものであります。

12款繰出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で3億6,477万7,000円の減額であります。その主なものは大島病院新築移転に係る繰出金の減額であります。

次に、7ページに帰っていただきまして、債務負担行為の追加についてでございます。スクールバス白木線運行業務委託事業は、4月1日からの運行が必要であり、年度開始前に入札を執行するために平成21年度の限度額を1,400万円とする債務負担行為を設定するものであります。統合に伴うスクールバス運行業務委託事業は、中学校統合に伴い新たに4路線のスクールバスを運行する予定としておりますが、白木線と同様に4月1日からの運行が必要であり、年度開始前に執行するために平成21年度の限度額を1,480万円とする債務負担行為を設定するものであります。

東和中学校改築事業は、平成21年度分の債務負担行為として、その限度額を3億3,140万円と設定するものであります。本年度と平成21年度で行います東和中学校の校舎の建設工事費及びこれに係る管理業務費についての設定であります。

なお、現校舎の解体工事及び外構工事につきましては、平成22年度において別契約にて発注する予定でありますので、今回の債務負担行為には含まれておりません。これらの工事費を含めた総事業費は、約6億5,600万円と見込んでおります。

8ページの第3表は、地方債の補正であります。繰り上げ償還に伴う借換債の追加及び各事業の補正に伴う農林水産業債及び合併特例債の限度額の補正であります。

以上が、平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)についての概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) それでは、7ページの債務負担行為から質問したいというふうに思います。

まず、今部長が補足説明されたとおりだというふうに思いますが、実際的に、それぞれ3事業とも、どういう財源を当てようとするのかという点で聞いておきたいと。流れは、今、年度内に契約するためとか、20年度と21年度に、いわゆる分けて工事するためということで説明がりましたが、財源的なものについて、まず報告を求めたいというふうに思います。

次に、いわゆる地方債の借りかえであります。これも昨年度に続いて今年度は6%以上分の金利について借りかえるんだということですが、実際今回1億60万円余りを借りかえることによつての、実際のいわゆる町の負担減について報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、13ページ見てくださいませ。今回、再編交付金の2次分ということで3,641万

2,000円ということで、ここが決定されたということではありますが、実際的に総額については既に新聞報道されておりますが、中身について、まず報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、県支出金を見てくださいませ。13ページ。広域市町村合併支援特別交付金ということではありますが、これは合併に伴う5年間の猶予があった。5年間の分というらえ方で、いわゆる3年分と5年分がありましたが、それとは別個のという意味でとらえてええのかどうなのか聞いておきたい。3年と5年という、あれであれ特交がわかりました。(笑声)

次に、実際的には、今回基金繰り入れの関係では、後にも出てきますが基金関係が出ております。ここでは、15ページでは、財政調整基金の繰入金の減額ということが出ておりますが、実際的に基金の残高の状況、例えば19年度末で大体13億を超えた状況だったというふうに思いますが、私は異常だと言うてきたんですが、実際的に今補正予算上の実際的な残高状況について報告を求めておきたいというふうに思います。

これは歳出で出てきますが、ちびっこ医療費助成事業、観光振興事業、妊婦検診、これは国庫補助があるんで当然、いわゆる交付金対象じゃないということで落とされたと思いますが、それぞれゼロになった分もあれば、それぞれあると思いますので、御報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、統計調査、いわゆる21ページを見てくださいませ。今回、統計調査において新たに人数分が増額になったということではありますが、これは各支援策にいわゆるかわらない全体分としての増額と、いわゆる人数分、例えば何人ほど今回の補正で、補正分というふうに含んでいるか聞いておきたいというふうに思います。これ、総トータルでいいです。今、例えば報酬を払う統計調査事業いろいろありますね。農業、商業、いろいろあるが、実際的には今回の補正で何人分ということで聞いておきたいというふうに思います。

次に、民生費関係で聞いておきたいのは、福祉車両についてであります。今回2台を購入ということではありますが、大体、買うときには大体かなりの効率で、全部または購入していくわけです。ほいで、執行部のほうはですね、1台当たりの維持管理についてどういうふうにはじいちゃんらるかという点を聞いておきたいと思うんです。維持管理。いわゆる役務費を含めて燃料そのほか、かなり1台当たりのいわゆる負担が出るというふうに見ております。ほいで実際的に今、これは決算のときに明らかなリース分と、実際的には実態として持っている状況、これを見ると、かなりの負担ではないかというふうに思います。今回、会期まだありますので、ぜひこの点、今資料がなかったら資料要求しておきたいというふうに思います。1年間大体平均、どのくらい負担しているというのが多分出てくるんじゃないかというふうに思いますので、お願いしときたいというふうに思います。

あれと、衛生費関係で、先ほど部長から繰り上げ償還に係る補正ということで、実際、地方債の繰り上げ償還及び出資金分38万6,000円という報告があったと思うんですが（発言する者あり）何か言いよる。何か言いよる。ええ。ええ。

次に、今言ったのは実際的に水道企業団補助金として出す地方債の繰り上げ償還分、今柳井広域関係で、実際的には議会を代表して委員が出るんですが、一般議員はほとんどわからないという状況なんです。わかる範囲で地方債の状況、報告をお願いしたいというふうに思います。

また、合併浄化槽設置事業については、今回何基分の補正ということがあろうかと思います。それで聞いておきたいというふうに思います。

はい、よろしく。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 数点にわたりまして御質問いただきましたので、答弁漏れがあったら御指摘いただきたいと思うんですが、まず1点目の債務負担行為にかかわります財源についての御質問があったと思いますが、まずスクールバス白木線運行业務委託、これについては一般財源それと一般混乗を行ってますから、その利用料等もありますから、これが財源になります。

それから、統合に伴うスクールバスの運行业務、これは一般財源でございます。

それから、東和中学校の改築事業につきましては、まず国庫補助金、安全・安心な学校づくり交付金、それと合併特例債、それと合併特例債の残りの5%分については県の合併支援の補助金、これを想定をしております。

それから次に、繰り上げ償還に伴う借りかえ、これによる町の負担軽減分の見込みということですが、これにつきましては、まだ借りかえを3月もしくは5月に行く予定ですから、その時期の金利が確定しておりませんから概算でございますけれども、一般会計につきましては約2,200万円程度の当座の利子の軽減が図られるのではなかろうかというふうに見込んでおります。

それから、再編交付金については、後ほど部長から答弁をいただきたいと思います。

それから、県の合併支援の補助金について御質問がございましたが、これは合併につきまして10年間県のほうから補助金が出るということで4,000万、総額4,000万円ですか、補助金が出るということでございます。その一部でございます。

それから、基金残高についての御質問があったかと思いますが、今回の補正につきまして、まず財政調整基金の取り崩しの減を行っております。これによりまして財政調整基金の残高見込みですが、13億7,387万9,000円を見込んでおります。

それから、ちびっこ医療費の助成事業基金ですが、このたび所得制限を撤廃するというので、21年度から撤廃を予定しております。これに対する経費として3,275万4,000円

を追加で造成する予定であります。これをあわせまして基金残高が7,171万5,000円と見込んでおります。

それから、観光振興事業の助成基金ですけれども、これを882万5,000円減額しています。これは事業費の調整ですけれども、これによりまして基金残高が6,269万5,000円の予定であります。

それから、妊婦一般検診の助成基金につきましては、これは9月補正で基金造成することに御議決いただいておりますが、先ほどの補足説明のとおり国庫補助対象といった方針が示されましたので、これは再編交付金での活用が不可能ということになりましたので、全額基金の造成はとりやめるということで、基金残高はゼロということでございます。

私のは、以上でございます。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 再編交付金の内容についての御質問でございますが、詳細につきましては、9つの事業がございます。まず、全国瞬時警報システム整備事業、これは事業費が672万円に対しまして、交付申請額670万円でございます。

次に、地域防災整備事業これは防犯・防災・パトロール車とか、消火栓ホースの格納箱でございますが、この事業費が298万6,410円。これに対しまして、交付申請額が290万円でございます。

次に、周防大島町観光振興事業助成事業、これは基金でございますが、事業費交付申請額ともに6,269万5,000円でございます。

次に、AED設置事業でございますが、事業費が326万5,500円、交付申請額は300万円でございます。

次に、浮島漁港施設整備事業その1、これは防波堤のかさ上げ工事でございますが、事業費交付申請額ともに370万円でございます。

次に、浮島漁港施設整備事業その2、これは陸閘設置の測量設計でございますが、事業費交付申請額ともに760万円でございます。

次に、町道岩内線舗装工事、これにつきましては事業費、交付申請額ともに490万円でございます。

次に、防犯と設置工事、事業費、交付申請額ともに880万円でございます。

最後に、ちびっこ医療費助成事業、これは基金でございますが、事業費、交付申請額ともに3,139万7,000円でございます。合計といたしまして事業費が1億3,206万3,910円、これに対しまして交付申請額は1億3,169万2,000円でございます。

次に、統計調査事業の事業費増でございますが、これは調査委員の増加によるものでございま

すが、人数につきましては資料を持ちあわせておりませんので後ほど御答弁させていただきます。
議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 21ページの備品購入費福祉車両の購入でございますが、車両の年間維持管理の経費等ということでございますけど、この車両につきましては、環境に優しい、燃費のよい、ハイブリッド車を購入する予定としておりまして、利用につきましては、転倒予防、筋力トレーニング等の送迎、保健師の乳幼児及び特定検診の訪問指導、介護予防給付の調査、ケアマネジメント等健康福祉部の業務に利用する予定としておりますので、どれぐらいの走行距離になるということが現在のところわかりませんので、資料を持ちあわせておりませんので、御精査の上、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井上下水道課長。

上下水道課長（松井 秀文君） 資料の23ページ、柳井広域水道企業団における補助金と出資金の件について御説明いたします。

柳井広域水道企業団が行った企業債の元金償還に充てるため、企業団構成団体2市4町が、この補助金、出資金を負担するもので、今回、平成20年度に借換債を企業団公庫の借りかえを行ったために、今回、その利息及び元金が変更となりました。

平成19年度から32年度までの元金の残高は3億1,003万円、利息 補助金のほうですが、借りかえによって 19年から32年までですが、6,987万5,000円の残があります。で、今回借りかえにより432万3,000円の負担減となっております。

それで次に、24ページの合併浄化槽補助金ですが、当初62基の合併浄化槽設置補助金を計上しておりました。10月末現在で申請状況から県のほうに増額要望しておりまして、11月初旬に5人槽2基と7人槽1基分の増額内示があり、今回補正したものです。全体としては平成20年度65基で決算見込みと思われま。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点は、もう1点聞いておきたいんですが、介護保険制度、いわゆる3年ごとの見直しにかかわるシステム改修ですが、実際的に今国がずっと3年ごとに見直しをするが、そのたんに、これぐらいの実是一般財源を必要とするというのか、それともいわゆる補助があるのかどうなのか。3年ごとそういう負担をしていくと、確かに介護保険のほうは実際的にはいろんな運用があるかもわかりませんが、町の一般財源からすれば、かなりの負担が見込まれるというふうに思いますが、その点について質問しておきたいというふうに思います。それが1点です。

それと、乳幼児医療にかかわらず、今回椎木町長が、いわゆる選挙中訴えられた中身の部分、

増額分が今回補正に上がっております。それは実際的には総合支所にかかわる部分と、実際的に今回担当課のほうで今回補正しておりますよね。これはいわゆる一部だろうと言われると思います。実際的に見てみたら、例えばこれくらいではとても賄えない、かなりのいわゆる要求が残っておりというのが、いわゆる身近な環境整備にかかわる町の、いわゆる直接行っていかないとなかなか進まないよという部分だろうというふうに思います。

今回補正上げた部分、担当課のほうで、補正上げた部分としては、当然考え方としては緊急度の大きい部分からというのが基本的認識だろうというふうに思いますが、大体何件ぐらいの件数で、実際的に上げてきたのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

あと、先ほどですね、実際的に、奈良元財政課長が答弁された債務負担にかかわって財源内容について報告がありました。ほいで、中身として、例えば国庫補助分が何%、いわゆる起債分が何%、今のいわゆる頭出し5%分という格好で、これは2カ年にかかわって同じようなペースではないかというふうに思いますので、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 22ページの介護保険対策費の委託料334万2,000円でございますが、これにつきましては、まず1点目が介護報酬の改定、今まで介護報酬は増額ということがなかったわけでございますが、来年度第4期につきましては、3%の介護報酬を増額報酬をするということに国のほうが方針を出しております。そのため21年度より、その改定のためのシステムの改修、それともう一つは要介護認定モデルというのがございまして、国が示しておりますその認定ソフトが2月から改定になります。その経費が約530万円ぐらいかかりますが、そのうちの27万5,100円しか補助対象になりません。

そういうことで、来年度の要介護認定の見直しに伴う町のシステムの改修と、先ほど申し上げました介護報酬の改定に伴うシステムの改修経費でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 嶋元大島総合支所長。

大島総合支所長（嶋元 則昭君） それでは、大島総合支所の経費について、工事の経費について報告いたします。

全体の中で緊急にやる事業、例えば来年の農業のために水路の整備とか、だから、簡単な舗装等につきましては、また後年度にという予定で15カ所を計上いたしました。

議長（荒川 政義君） 鍵本東和総合支所長。

東和総合支所長（鍵本 一和君） 東和総合支所関係ですが、工事請負費小規模施設事業補助金10件余り、3月までにできるということで緊急的なものを上げております。

議長（荒川 政義君） 末永橋総合支所長。

橘総合支所長（末永 健寿君） 橘総合支所の関係ですが、道路の舗装等緊急のものを12件ほど上げております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 山本久賀総合支所長。

久賀総合支所長（山本 定雪君） 久賀総合支所の関係ですけれども、この4月から大体要望があれば、100%、今実施しております。それで今回の補助、予算ですけれども、大体7件から8件の要望でございます。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 引き続きまして、産業建設部建設課ですが、道路橋梁維持管理業務といたしまして、ページ数では28ページですが、金額的には1,498万円補正を行おうとしておりますが、旧4町地区の要望すべて整理をいたしまして、残り約三、四カ月の間で緊急度の高い工事ができる範囲といたしまして約30カ所程度予定しております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 東和中学校の債務負担行為の財源内訳の補助率等の御質問がございましたけれども、国庫補助につきましては補助対象経費の55%、ですから、そうしますと過疎地域ですから補助費のかさ上げがございまして、55%の補助率となっております。

で、残りにつきまして適性事業ということでの県との協議が整っておりますので、単純に補助対象経費の45%、それと補助対象外の部分については合併特例債が対象になるということで協議が整っております。

で、その合併特例債が充当率95%ですから、その残りの5%分は、県の合併支援補助金を充当したいというふうに考えとるということでございます。

議長（荒川 政義君） 平田政策企画課長。

政策企画課長（平田 好男君） 統計調査事業の統計調査員でございますが、この補正は住宅土地統計調査の補正でございまして、当初は調査区が未定ということがございまして、調査員を16名、それと指導員を4名で予算を計上しておりました。ところが、実際調査になりますと、調査員が32名、指導員が5人ということで、今回の補正でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後、3回目になりますが、次年問題で聞いておきたいのが、中学校建設であります。

ほで、実際的に、中学校建設について2カ年で建設を行うということであります。ほいで、私たち議会の側に示したのは、もともと、いわゆる耐震性、いわゆる子供たちの安心・安全にとつ

て非常に困難を帰っしょるんだと、だから建てかえなんだということが議会の側に言われました。

これは、もともと中学校の統合問題とは別個という位置づけで、この建設問題は進んでいるというふうに理解してよいのかどうなのか、その点だけは聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 基本的には別個であります。ただ、将来的に、また周防大島町教育の中学校、小学校全体を見通したときに、そのことはまた論議になるかもしれませんが、現時点ではそういうことでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。討論採決は最終日といたします。

暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時30分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に続き会議を開きます。

・ ・

日程第 8 . 議案第 2 号

日程第 9 . 議案第 3 号

日程第 1 0 . 議案第 4 号

日程第 1 1 . 議案第 5 号

日程第 1 2 . 議案第 6 号

日程第 1 3 . 議案第 7 号

議長（荒川 政義君） 日程第 8、議案第 2 号平成 2 0 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 1 3、議案第 7 号平成 2 0 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 議案第 2 号平成 2 0 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

予算書の 3 5 ページをお願いいたします。今回の補正の主なものは、歳入においては保険税の増額、国庫負担金、国庫補助金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出は法改正等に伴うシステムの改修費の計上及び高額療養費の増加が見込まれることから調整を行うものです。本文で既定

の歳入歳出の予算の総額に2,668万4,000円を追加し、総額を33億4,684万6,000円とするものです。

事項別明細書の41ページをお願いします。

歳入から御説明いたします。1款の国民健康保険税は、基準総所得などの変動及び退職者医療への適用等により、調定額と収入実績を踏まえて一般被保険者の633万6,000円を増額、退職被保険者で640万8,000円を増額いたします。

3款の国庫支出金1項の国庫負担金は、一般被保険者高額療養費等の増加により療養給付費負担金317万9,000円を増額します。

42ページの2項国庫補助金は特別調整交付金を1,543万6,000円増額します。

9款の繰入金1項の他会計繰入金では467万5,000円を減額いたします。これは一般会計からの繰入金で、職員給与費等繰入金を218万4,000円を増額、財政安定化支援事業繰入金623万1,000円の減額、その他一般会計繰入金の国保負担軽減対策を62万8,000円を減額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。43ページをお願いいたします。

1款の総務費は70歳から74歳の医療費自己負担額2割を平成20年度には1割に凍結した高齢者医療制度円滑運営事業が、平成21年度も引き続き1月に凍結されることに伴う電算システム改修費及び国保連合会の共同電算システム更新に伴い、町の電算システム改修費218万4,000円を増額するものでございます。

2款の保険給付費2項の高額療養費では、現在前の高額療養費を勘案し、不足することが見込まれ、一般被保険者高額療養費を2,450万円追加計上いたします。

5款老人保健拠出金、44ページの6款介護納付金は、財源組みかえであります。

以上で、平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 松井上下水道課長。

上下水道課長(松井 秀文君) 議案第3号から議案第6号までについて補足説明いたします。

補正予算書つづりの45ページをお願いいたします。

まず、議案第3号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に1億5,801万1,000円を追加し、予算の総額を11億5,164万円とするものであります。

53ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料につきましては、本年4月より現時点までの状況を踏まえ145万8,000円の追

加計上であります。

3 款繰入金につきましては、一般会計から 5 2 5 万 3, 0 0 0 円を繰り入れての財源調整であります。5 款町債については、繰り上げ償還に伴う借換債 1 億 5, 1 3 0 万円の計上であります。

5 4 ページの歳出の 1 款簡易水道費 1 項事務費 1 目総務費については、消費税申告に伴い 5 2 0 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

2 項の事業費でございますが、簡易水道施設の維持管理修繕にかかわる経費 9 9 0 万 1, 0 0 0 円の追加計上であります。主なものとしたしましては、日良居配水池に設置してある滅菌器発電設備の取りかえ 2 6 0 万円、浮島・江ノ浦ポンプ場の配水池へ送る送水ポンプの取りかえ 2 基分修理に 1 4 5 万円、水道ポンプ制御盤修理に 9 0 万円の経費を要するという状況でございます。

2 款公債費につきましては、借りに伴う元利償還金 1 億 5, 3 1 9 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

次に、議案第 4 号平成 2 0 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

補正予算つづりの 5 5 ページをお願いいたします。今回の補正は第 1 条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額に 4 0 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 5 億 1, 9 6 7 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

6 1 ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計からの繰入金 3 0 2 万 7, 0 0 0 円と消費税還付金 1 0 1 万 7, 0 0 0 円の追加計上であります。

6 2 ページをお願いいたします。歳出につきましては、1 款公共下水費 2 項事業費 1 目維持管理費の光熱費、安下庄片添浄化センターのポンプ場の電気料 1 3 2 万 1, 0 0 0 円と水道使用料 1 4 5 万 8, 0 0 0 円、それと修繕費 8 9 万 9, 0 0 0 円については湯水浄化センターの自家発電機の修理でございます。

次に、議案第 5 号平成 2 0 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

補正予算つづりの 6 3 ページをお願いいたします。今回の補正は第 1 条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額から 1 4 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 3 億 9, 6 1 9 万円とするものであります。

6 9 ページをお願いいたします。歳入についてでございますが、1 款分担金及び負担金については、出井地区の公共ます設置に伴う負担金 8 万 7, 0 0 0 円、事業を始めるときの負担金の徴収方法が橘・東和地区と大島地区と違うということから、今回現年度分の負担金を区分いたしました。それで、出井地区に今の公共ます設置の要望があり、今回負担金を納めていただくこととなりました。

4 款繰入金につきましては、239万8,000円の減額での財源調整であります。

5 款諸収入については、消費税還付金82万6,000円を追加計上であります。

70ページをお願いいたします。歳出についてであります、1 款農業集落排水費2 項事業費の修繕費については、日良居浄化センターの自家発電機の修理、効果費につきましては歳入説明でも申し上げましたように消費税の還付となりましたので、消費税予算の計上200万円の減額でございます。

次に、第6号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

71ページをお願いいたします。今回の補正は第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額に69万3,000円を追加し、予算の総額を4,499万3,000円とするものであります。

77ページをお願いいたします。歳入についてであります、4 款の繰入金につきましては69万3,000円を繰り入れての財源調整であります。

78ページをお願いいたします。歳出についてであります。1 款漁業集落排水費1 項事業費1 目維持管理費の修繕については、浮島3号マンホールポンプ上の通報装置、発信機のほうの修理に要する経費の計上でございます。

以上、議案第3号から議案第6号についての補足説明させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算つづりの79ページをお願いいたします。今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ312万3,000円を追加し、予算の総額を8,060万2,000円とするものであります。その概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から312万3,000円の繰り入れを受けることとしております。

86ページをお願いいたします。歳出につきまして、1 款事業費1 項事務費では、中国運輸局との協議のための出張に要する経費を計上いたしました。

2 項事業費におきましては、各航路の運行経費におきまして原油価格高騰に伴い燃料費の追加をいたしております。また、情島航路運航経費及び浮島航路運航経費におきまして、船体の修繕費を追加補正いたしております。

以上が議案第7号周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ、慎重御審議のうえ御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほどは担当課長の補足説明で会ったわけなんですけど、まあ実態を聞いときたいというふうに思います。先ほど言われる歳入関係は、20年度のいわゆる調定見通しで変更があったと、というのが補足説明ではなかったかというふうに思います。ですからですね。20年度の調定額見通し、医療費の調定見通しは、出れば報告をお願いしたい。というのがひとつです。それともうひとつ歳入、一般被保険者国民健康保険税の補正でありますけど、これは補正の理由が見通しという言い方ですが実際的には65歳以上からのいわゆる年金天引き、実際的には今までは直接納めていたが、国保においても、65歳以上も、実際的な年金天引きに変更、制度の上での変更、がおこったんじゃないかというふうに思いますがその影響ではないかと、いうふうに見とりますが、どうふうに見とるのか、実際的にもう開始されたでしょ、10月からその分はちょっと認識を聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 年金からの天引きにつきましては、特別徴収でございますけれども、約1,000人、1,000万程度の数字を把握しております。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国民健康保険の収納見込ですが、補正後5億1,213万8,000円となっております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあ、今税務課長さんのほうが答弁されましたが実際的に、わたしがいうのは、いわゆる10月から、多分10月から開始じゃないかと思いますが、いわゆる国保税においても実際的には、いわゆる年金からの天引きという制度に乗り込んでいって、これは、国の改正です。実際的には、その影響分が今回の補正に繁栄してるかどうかというのが、質問の趣旨がひとつです。先ほど人数的にはありましたがいわゆる、影響額ですね、わかりにくいかもわかりませんが、今回新たに65歳以上については国民健康保険税においても、年金から徴収しますよという流れの中で、この年金の区分、加入者部分については、税務課長が言われたように、1,000人あまり見込みがあります。ということなんです。このことによる。いわゆる移行する額、いわゆる、直接徴収から実際的には年金徴収に移行する額については、いかがくらい推定してるんか、これはまあ推定でよろしいかと思いますが、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。それともう一つは、今回の補正は本当に例えば、普通徴収、特別徴収とも、実際的に

はその年金で納める分、年金徴収です、それって影響があるんじゃないですか、というのが質問の趣旨なんです。それともう一つは、いわゆる、大体、いわゆる税の調定額には報告はありましたが、本年度の医療費見込みについてはどうなんですかというのがもう一つの質問です。それと、まあ回数重なったらいけんのんで歳出でも聞いておきたいと思いますが、今回も、システム改修ということで一般財源で218万4,000円、これはすべて一般財源という取り扱いであるが、のちに、交付税対象等が発生するのかなどなのかも含めて、答弁を求めていきたいというのが、ここ10年あまりシステム改修に支出する、町の一般財源これはかかりすぎ、私らじゃ想像、分析していったら、かなりの額になるんじゃないかと、いうふうに思います。その点からも質問しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 今回の補正につきましては、特別徴収ということは関係ございません。税額を計算をいたしまして、これが普徴になるか、特徴になるかということでございますので、補正につきましては、そのようなことはないと思われています。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 医療費の今度の推計ですけれども、今、予算計上しておる、今回2,450万円高額、一般の高額医療費を計上しましたけれども、それを含めまして、保険給付費、総括としましては22億9,400万円の額になります。ですから、高額医療費自体では、2億2,000万円という考え方になります。そして、システム改修の件ですが、システム改修の中身としまして先ほど部長が説明しましたけれども、その中身につきましては、連合会システムの改修に伴う改修の連携の部分、これが約120万円程度あるんですが、この部分については単独ということになります。しかし、円滑導入のシステムを約120万円増える予定があるわけですが、この分に関しては、まだ、はっきり補助金が決まってません。去年は2分の1、特補で入っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。広田君。

議員（8番 広田 清晴君） これも簡易水道であります、財政の所管になると思いますが、聞いておきたいというふうに思います。今回主なものがほとんど借りかえたいいわゆる部分じゃあないかというふうに思います、その影響について、補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の借りかえによりますと、利息分で約4,700万ばかりの減額を見込んでおります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑を終結します。

議案第4号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はございませんか。広田君。

議員（8番 広田 清晴君） まあ、これはですね、今回補正に上がっておりませんが、基本的考え方について、財政のほうに聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、昨年からいわゆる起債残高において償還分の金利の昨年が7%、そして今年が6~7、ということであります、実際的には、簡水事業、いわゆる簡易水道事業債等について、過疎債も入るとるかもわかりませんが、起債があります。繰上げ償還といいますか、借りかえ債の発行。それであとに出てくる例えば、下水道事業においては、例えば、下水道事業債と、過疎債の組み合わせとか、いろいろやってきましたが、今回出てきてないということは、実際的には対象外なのかそれともいわゆる6%から7%分が金利分がないという考え方で補正に上がってきてないのか、その点を1点聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 下水道事業につきましては、今回、今年度対象の6%から7%未満の起債がないということで、今回補正に上がってないということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第6号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第7号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はござ

いませんか。広田君。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の補正はあくまで主なものは、燃料高騰に伴う実際的な補てん部分と修繕方法なんです、実際燃料高騰に伴う部分何%くらい大体組んできたのか、それは概算だろうというふうに思いますが、どういうふうに組んできたのか、聞いておきたい、これが3月末までの補正ということになるかと思しますので、聞いておきたい。いうふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の補正につきましては4月以降相当の燃料の高騰がございます。で、補正時点で下がり気味、現在ずっと下がっておりますので、今回補正時点で上昇した部分を追加補正させていただきます。渡船事業につきましては、毎年の実績でほぼどのくらいの燃料が必要、数量は決まってほぼわかっておりますからその時点で、値上がりした部分補正時点で値上がりした部分、補正時点で補足していくといえますか実績を踏まえての追加ですから、何%の率はちょっとあれですけども、実績を踏まえた補正ということでございます。

議長（荒川 政義君） 議案第7号周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終結します。

討論採決は、最終日といたします。

暫時、休憩します。

1時から再開をいたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14・議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第8号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）を上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。川田公営企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 補足説明の前に、一言申し上げたいと思います。大島病院新築移転に関しましては、最終的には前町長さんが、新町長及び新議会にゆだねるとのことで平成20年11月21日の全員協議会を開催していただいた時に、周防大島町立大島病院の現状並びに移転新築工事に関わる今までの経緯について御説明申し上げましたところであります。そのとき、9月からのガソリン価格等の物価変動に伴う建築費の見直しを再度行うよう設計事務所に、指示していると申し上げましたが、その結果9月末日の見積もり額38億8,500万円が、38億5,770万円となり、差し引き2.730万円の減額となりました。当初、予算の30億

円に8億5,770万円の増額と前回の設計変更の設計料1,512万円と今回の建築費の見直しの設計料52万5,000円を増額し、今回の補正予算を提出させていただきました。それでは、議案第8号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)の補足説明に入らせていただきます。

補正予算書。2ページをお願いいたします。第4条継続であります。大島病院移転新築工事につきまして6階建てから5階建てへの設計変更に伴う設計料といたしまして、先ほど申しあげました1,512万円、建築費の再積算料といたしまして52万5,000円、積算後の建築費といたしまして8億5,770万円、合計8億7,334万5,000円増額をみこみ、総額45億154万3,000円で補正しております。また、設計変更、再積算等に時間がかかりましたので、当初、平成18年度から21年度までの4年計画で行う予定でありましたが22年度までの5年計画となり、年割額変更をしております。補正予算書1ページに戻りまして、第3条資本金収入及び支出でございますが、先ほど申しあげました、年割額の変更に伴いまして、20年度予算といたしまして、建設改良費を14億8,435万5,000円減額し、財源であります企業債及び支出金を14億7,930万円減額補正しております。

以上、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき御議決賜りますようお願い申し上げまして補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田君。

議員(8番 広田 清晴君) 今、企業管理者が補足説明したとおりだというふうに思いますが、若干、質疑をしておきたいのは、今回の病院建設問題がただ単純に短時間で議論して来た内容ではない。という点が、まず1点ではなかろうかというふうに思います。といいますのがやはり、私たち旧大島町から言えば、平成13年、14年当時から一貫して議論した内容。これに私は、それ以後、場所を含めてずっと議論してきたのが国保診療施設診療組合、そしてまた現在の公営企業局という格好でとらえております。だから、ですから今回の議論は、いわゆる長い間の議論の積み重ねの結果の提案だというふうに認識していただきその上に立って質疑をしておきたいというふうに思います。と、言いますのが、今回言われるように、今年度事業費を落とした分と、年割額の補正が主であります。実際的には、財源内訳も、いわゆる今年の8月以降変わってきたというのが今回のいわゆる補正の内容にも含まれているんじゃないだろうか、例えば、きょう出された資料を見ますと、当然支出金として特例債部分、企業債部分、自己財源というふうに組み込まれております。前回全協の時も議論した内容で、実際的には企業局の負担分、そして国の負担分、その中身からしたら今回出ているように実際的には、ピラのほうで56%余りかなと、というふう

に推定しておりましたが、実際的に一点目として、議会ですので聞いておきたいのは、国と企業局の負担割合、正確な数字があれば、今から先あれですが、実際的にはどれくらいになるのか、再度質問しておきたい。いうふうに思います。それが1点です。それともう1点は、実際的には今回、今年度落とすことによって、貸借対照表見てもらったらわかるんですが、早見表も変わってくるというふうに思いますので、この点でも、例えば、9月補正まで、ポイントだけでもいいですから、今年度、例えば、前回補正であったら、当年度利益が今回3,300万円余りとなっておりますが、実際的には、4,700万円くらいの見込みだった。その辺をポイントで、例えば大きく変動する分、施設整備基金も大幅な変動になっているのではなからうかというふうに思います。そして、補助金も、14億4,600万円から10億あたりに減っておりますから、その貸借対照表に基づく、もう少し補足説明を求めておきたい。いうふうがもう1点です。それと今回の補正にも関わりますんで、聞いときますが、実際的には、今まで議会に説明してきたのが、用地費、工事費、設計管理及び外構工事、解体駐車場、そのほか医療機器分という格好で説明してきましたが、その割合について、資料持っていると思うんで、金額でもいいですし、割合でもいいです。どちらかで、答弁していただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡会計課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） それでは、まず、一つ目の質問でありました、今回の事業に行いまして、財源の内訳は変更になっていることも踏まえまして、当初、予算上は、4分の1が、合併特例債、残り4分の3を病院事業債という形で検討しておりましたが、国の過疎債への充当が容易になったということで、県と協議の結果、過疎債も4分の1、20年度以降の事業につきましては、充当できますよということになりました。その結果、過疎債及び合併特例債には、交付税が7割、病院事業債は22.5%の措置がされますので、最終的な振り分けといたしましては、総支払額に対しまして、交付税等で43.5%、国のほうからの負担、国の交付税としていただいて、実際持ち出し分が、56.5%で済むという試算になっております。

それと、貸借対照表でのどのような変化という形でありましたが、9月の議会で、提出しましたものは、9月議会で提出しました予定貸借対照表につきましては、まだ、決算の認定をいただく前の状況での貸借対照表の作成になっております。今回は、9月議会で認定をいただきましたので、それを当然大きく変わりましたのは、繰越利益、19年度につきましてはマイナスでしたので、その部分を決算の認定をいただいて、利益積立金でもって充てるということでしたので、繰越利益剰余金のところは大幅に変わっておりまして、その部分、利益積立金が減っております。で、あと補助金等の関係で変わっておりますというのは、これは年割額の変更に伴いまして、合併特例債これを町で一般会計のほうで借り入れて、我々公営企業局のほうの会計に支出するという関係上補助金扱いになっております。その部分が、大きく変わっております。で、細かいもの

で実際に、いくらかわってはいらるんですが、これは、決算の段階におきまして、実際は公営企業局の貸借対照表というのは、17施設が細かく積み上がっていった大きな、というか全体の貸借対照表を構成しております。その中で単位、千にもっていく関係上、決算調整の中で、四捨五入の関係及び実際の焼却した建物や医療機器の廃棄したもの、この部分を決算によりまして、再調整を行いますので、その分は小さく変わっております。先ほど言いましたように、大きく変わっておりますのは、利益剰余金の部分がなくなりまして、利益積立金が減額して決算認定でいただきましたように処分を行っているという状況と、あと土地を1,000万円、1,000万円分ありました、今、大島病院前の日生跡地がございましたが、こちらを売却するのが決定をしましたので、その部分の1,000万円が土地がなくなって、受贈が少なくなるこの辺が、大きな変更になっております。以上でございます。

こちらも年割額の合計で申しますと45億154万3,000円の総額になっておりますが、このうちの内訳につきましては、用地費が4億5,352万1,000円、本体工事費が先ほどから説明しましたように、38億5,770万円、設計管理費、増額しておりますが、5,449万5,000円、外構工事3,615万円、周辺対策費1,500万円、解体及び駐車場整備としまして8,467万7,000円でございます。以上でございます。

議長（荒川 政義君） いいですか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 建設において、いわゆる積算してきたと、しかし先ほどから聞いておるとそれも取ってないと。それで、実際的には今から入札の運びになるが、実際的にそのときにはやっぱり建設工事費も受けるというふうに見とってよいのかどうなのか。補足説明を求めておきたいというふうに思います。

公営企業管理者（川田 昌満君） 入札時におきましては、全般の情勢を勘案しながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 3回目ですので、最後になりますが、実際的に町民の皆さん方が心配されるのが、実際3病院そのものが無意味だという皆さん方もおられるし、絶対3病院は必要だという見方があります。で、実際的に私たちがなんで判断するかといたら、皆さん方が出されたいわゆる向こう10年間の医療収入及び医療外収入、それとまた医療支出と医療外支出。この見通しに基づいて議員は判断します。その中で私が1点疑問に感じとるのが、先ほどちょっとでたように、公立病院ガイドラインというのがあります。その中で、中身として問題なのが、実際的には赤字病院補てん分を人質にして、いわゆる統廃合とか、いろんなことをいよる、それが国の今のやり方です。そしてまた、国としては、90年代の公立病院を、いわゆる定員削減、これが閣議決定されて、それ以降、まったく全国的に医師不足と。いう状況をおこっていったと

というのが客観的事実だというふうに思います。その点で、この補正の中でも出てくると思うんですが、実際的には医療外収益部分の、一番大きな部分としては御承知のように赤字病院補てん分というふうに考えておりますが、その点を含めて若干、いわゆる心配される町民に対しては、きちっと説明せんにゃいけんというふうに思います。この補正段階で、今まで出した資料、議会に出したあらゆる資料をもとに、この補正の内容になつとるというふうに、見通しを含めてなつとるか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 今後の見通しという点につきましては、当然、県のほうに合併特例債や企業債、過疎債こちらの申請のときに添付書類として今後の計画を添付するようになっております。それについての資料は、もちろん作成しておりますが、今現在確定しておりますのが、19年度決算及び今後の借入れを起すべきであろう病院事業債、過疎債等の償還部分これも資産では計算できております。で、こちらを計算しまして、新病院が建築され、今回特に大島病院の建築と言うことでしたので、東和病院、橘病院については19年決算の収支見込をそのまま引っ張っております。で、もちろん人口の減りぐあいとか、そちらを本来なれば試算するべきはありまじょうが、確定要素ではありませんし、病院の一番おおきな収入であります診療報酬も2年毎の改定ということで、これも不確定な要素になりますのでこれはルールとしまして定額でずっと引っ張っております。ただし、今現在あります人件費につきましては当然年齢が増えてきますので、定年退職及びそれに対応する新規採用の職員の採用、こちらは今現在の職員をシュミレーションしまして新人を入れる、高齢になった方、定年退職で退職され新人を補充していく形での試算をしております。で、大島病院につきましては、大島病院が建築後、新病院の開院後、99床という現在の病床数は、一緒という形でできておりますが、60床の療養病床を新たに設けるということで、そちらの試算としましても60床の療養病床をプラス39床の一般病床を従前のここ二、三年前までの大島病院の病床料率約96%です。こちらまで何としてもみんなの、我々の努力、ドクター、医療スタッフの努力がもちろん伴わないといけないんですが、それによって96%病床利用率をめざしまして試算しています。そうなりますと大島病院でいきますと当然22年度は病院を新たにできるということで、古い病院を取り壊します、古い病院取り壊して一部残っております、一部残っております残債がありますので、これプラス、試算もまだ減価償却終わってない部分もありますので、この年度は大島病院だけで2億6,000万円程度の資産を減耗しないといけませんので、22年度は大島病院だけで1億3,000円ぐらいからの赤字が出るこれは、いたし方ないと思っております。その後、病床利用率を96%、最初の22年につきましては22年以降徐々に上げていって23年以降96%の病床利用率で今現在の病床の利用率を維持すると大島病院だけで言いますと23年以降若干ではございますが黒字の計

画を立てております。また3病院を含めました、東和病院、橘病院を献上の形で作って運営していった状態で24年まで若干の、24年まで1,000万円ていどの赤字が見込まれております。その後25年以降黒字運営に追尾できると試算をしております。で、先ほど言われました、負債3各病院の交付税部分につきましても、合併後5年間の特例という形で今現在は1組あたり6,700万円程度負債3各病院の交付税がありますが、21年度までで一応終わるんでないかと、言われておりますが、これはまだ不確定なことで、今現在は、その部分をどのようにするかという部分について交付税の負債3各病院の算定としてはそのままにして、上での試算をしております。ちなみに6,700万円がなくなりますと29年度の段階で黒字幅が当然その部分今現在、橘病院と、大島病院が不採算地区病院という形で、交付税いただいておりますので、その部分が減額されますので、わずかの黒字二、三千万円くらいの試算はしておりますがその1億2,000万以上、1億3,000万円近い交付税が減額されると大変厳しい状況にあるのが事実でございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 増額が8億7,300万円増額が当初の予算に比べて、ということですが、財源の組み替え等によって、実質増えるのが約3億くらいかなと、いうふうに思うんですが、その辺の金額が確かな金額がわかれば教えてください。それとまあ確認ですが、返済においては大島町一般会計からは持ち出さない。

というふうな話でしたがその2点についてのお答えをいただきたいとお思います。

議長（荒川 政義君） 村岡財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） まず今回の補正予算で先ほど管理者のほうから説明がありましたように、工事費の増額が8億5,770万円プラス設計料の基本設計、基本設計といいますが6階部分を取り除いて部分の設計が1億1,512万円積算の再積算に52万5,000円入れたのが今回の補正すべてなんですが。この部分につきましても、すべて20年度以降の事業という形になりますので、4分の1が合併特例債、4分の1が過疎債で病院事業債が2分の1という財源がすべてあたりますので言われましたように病院部分の負担部分としましてはそれぞれ交付税部分がございますので43.5%程度の持ち出しで済むというふうに考えております。また、こちらの計算としましては合併特例債が20年、過疎債が12年、病院事業債が30年という形になっておりますので、単純な計算では、きっちり割合で年度によって違いますので、先ほども説明いたしましたように、44%程度の負担割合が当然出てくるんじゃないかというふうに、考えております。また、今一般会計からの拠出といいますが、返済に関するものの取り決めですが、今現在当病院事業公営企業局会計部分について及び合併特例債一般会計で借り入れてもら

ってその部分負担という状況になっておりますが、その部分は交付税で負担減を用いますし、公営企業局の会計のほうで俯瞰償還を行っていくという試算をしております。

以上です。

議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。ないようでありますので質疑を終結します。

討論採決は、最終日といたします。

日程第15・議案第9号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第9号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第9号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は周防大島町防災行政無線施設整備に伴い周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。その内容について申し上げます。当防災行政無線の施設は、親局を久賀庁舎に、中継局を嵩山文殊山に遠隔制御装置を大島庁舎、東和庁舎、橘庁舎、柳井広域消防本部に整備し、再送信子局を4カ所、屋外隔制子局109カ所町内各所に整備するため当条例の別表の施設の設置場所を変更するものでございます。また、町内の全世帯、公共施設、事業所、その他に個別受信機を整備し、町内に生活する方がいつでもどこでも防災情報得られるようにするため、第6条無線放送個別受信機をせっちできる者の対象を拡大するよう改正するものでございます。何卒慎重ご審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ひとつは、今回、屋外受信設備の変更があろうかというふうに思いますが、実際的には地域によっては、これをつけるから減ったというのがあるかないかわかりませんが、旧町ごとでもいいですから実際的に当件詰めてとらえておるのか。資料があれば報告をお願いしたいというのが1点です。それと、各役割が非常に、例えば、遠隔制御装置の役割、中継局の役割、再送信子局、屋外同報子局とかいろいろあるんですがね、非常にわかりにくいというのが、ちょっと質疑をしておきたい、いう風な部分と、実際的に新たに追加する屋内部分、個別受信機についても何個くらいいう格好で、とらえておれば、報告を求めておきたいというふうに思います。また、条例変更として、いわゆる住所を有するものという変更いわゆるあの現行が

住民基本台帳法に基づくもの、いうことから住所を有するもの、この意味するところについても報告を求めておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 御説明いたします。増減につきましては、把握できておりませんので全体施設の全体的なもので御説明をいたします。また、各装置の内容についても合わせて説明をしたいと思います。

まず、議案つづりの6ページになりますが、親局になりますが、これは久賀庁舎の2階ですが、設置数が1カ所でございます。遠隔制御装置でございますが、これは各施設から放送を行う装置でございます、大島庁舎、東和庁舎、橘庁舎、柳井地区広域消防本部に設置しております。4カ所でございます。

7ページの中継局でございますが、これは親局からの電波を受けて町内に配信するものでございまして、嵩山、文珠山の2カ所でございます。再送信子局でございますが、これは、中継局からの電波が弱い地区へ再配信するものでございます。いわゆる簡易中継局でございます、高塔、東三蒲、鯛の峰、情島の4カ所、屋外同報子局でございますが、これが屋外のスピーカー、親機と連絡や機器の状況を伝達可能にするものでして、町内全域18カ所でございます。屋外受信設備でございますが、これは屋外スピーカー、これは受信のみになりますが、町内全域で91カ所でございます。

10ページの個別受信機でございますが、これは約1万個準備をしておりますが、現在町内全域で4,000台設置しております。21年度7月くらいまでには完了予定としております。ちなみに、町内全域、旧地区で申し上げますと久賀に300台、大島に1,900台、東和に1,800台、橘が0ということで、現在40%の進捗でございます。移動局でございますが、ただ今申しましたのは、同報系でございます。

今度は移動系で、ございますが、10ページの統制局でございます。各無線局です。これは、各無線局の管理取りまとめということで、久賀庁舎の2階に1カ所でございます。中継局、これもそれぞれの無線局の電波を中継するもので、嵩山、文珠山2カ所でございます。半固定局、これが各支所出張所ということで11カ所、自動中継局簡易的な中継局でございますがこれが2カ所、車載型無線機これ車に搭載しておりますが、関係課の車に設置ということで17設置、携帯型の無線機、これも関係各課ということで携帯可能な無線機でございますが41カ所でございます。

それと改正で住所を有する世帯これが改正されております。基は住民基本台帳の規定により、町の住民基本台帳に記載されている世帯から有する世帯に変更しております。これにつきましては、防災に関しましては住所の有無に関係なく町内にいる人すべてを対象にすべきではござい

すが、まずは、住民登録された世帯これを基本としておりました。これを基本とした上で住所を有さない世帯に対してもその他町長が必要と認めたものということで対象にいたしまして、例えば外国人世帯も対象といたします、別荘等におきましても、1年をついて毎月一定期間滞在をする場合など、これについては対象といたしております。

それと、町内の公共的施設のうち、町長が必要と認める施設ということでございますが、公共施設につきましては、不特定多数の方が出入りする施設、また、年間を通じて一定の時間、職員が駐在する施設を対象といたしております。もうひとつ町内の事業所のうち町長が必要と認める事業所ということにしておりますが、当初周防大島町地域防災計画の避難所に、指定されております事業所のみこれを対象にいたしておりましたが、住民からの要望もありまして、一般の事業所につきましても町民が働きあるいは訪れたりして、利用してる施設これを全部対象にいたしております。ただ事業主が取り付けを望まないものにつきましては、対象としないということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第9号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16・議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第10号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の一部を改正する。独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成18年法律第100号）が、平成20年10月1日

に施行されました。この改正において独立行政法人国際協力機構法第13条の第1項で、第3号を第4号とする移動が行われておりますが、この号は周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例で引用されている号であるため号ずれにあわせた改正が必要となり周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例第5条を改正するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明はおわりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、補足説明があったんですが、実際的には、独立行政法人国際協力機構法が独立行政法人国際協力機構法、基法部分の13条変更ということではありますが、追加部分として基法のほうにはどの部分があったんか、報告だけ求めていきたいというふうに思います。

総務部長（岡村 春雄君） 独立行政法人国際協力機構法第13条1項第4号でございますが、この基法につきましては、概要で御説明するのが難しいですから、そのまま情報をよまさせていただきます。

特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動または地方公共団体もしくは大学の活動であって、開発土壌地域の住民を対象として当開発途上地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的とするものを促進し及び助長するため次の業務を行うこととあります。これには、いろはにというのがありまして、これを要約いたしますと、これは開発途上地域に派遣することなどが規定されております。

以上でございます。

日程第17・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程17、議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町手数料徴収条例第5条第2項17号の犯罪被害者等給付金支給法と合いますものを犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改正することまた、同項第22号の次に第23号としてオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号第16条）を追加するものであります。犯罪被害者等給付金支給等は法律名が犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律に改正されたことによるものであります。

また、オウム心理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が新たに11月18日から施行されました。それぞれの法律には市町村の条例で定めなければ、戸籍の記載事項の証明が無料で行えないとなっております。よって、周防大島町手数料徴収条例第5条第2項第17号の法律名を改正し、新たに第23号として、オウム心理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号第16条）とする。規定を加えるものであります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。

これより討論行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18・議案第12号

議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第12号周防大島町民運動場設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号周防大島町民運動場設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

山口県は山口県大島防災センターを建設し、さらにこのたび当センターに隣接する防災公園を整備するために、久賀グラウンド内の私有地4筆約5,500平方メートルでございますが、これを取得したことにより町民運動場としての所期の目的がなくなったことに伴い、条例から久賀グラウンドを削除するものでございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。第2条で、周防大島町久賀グラウンドを削る

ということですが、これ確認しておきたいんですが、今、先ほど提案理由でございましたけど、山口県防災センターと全面道路、この間この間の土地、周防大島町この公有地で残すのかどうかその辺とこお願いします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 御質問の件でございますが、あそこの久賀の町民グラウンド全部の面積が1万2,000平方メートルございました。そのうち今回県が防災センターを建設いたしましたけど、ここの面積は約2,600平方メートル。それから隣接いたします防災公園等につきましては総面積6,500平方メートルくらいで、整備をしていきたい従いまして、残地といたしましては、町有地と民営地含めまして3,000平方メートルくらいまだグラウンド内に土地が残ることになっております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） これはまあ、県の防災センターができることから議論があったというふうに思いますが、防災センターを設置することによって、今回中身的には久賀に町民グラウンドがなくなるというのが条例上の中身であります。そういうときに、実際的に久賀地区からいわゆるあくまで町民グラウンドを確保してほしいという声が執行部のほうに届いておいたのかどうかまた、その取り扱いは、どのようにしようと考えているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） グラウンドがなくなるということに対して、利用者の方から、動きがあったかどうかということでございますが、スポーツ少年団あるいは子供会の関連でグラウンドがなくなることによって子供達の遊ぶ場所、運動する場所この辺の確保をしていただきたい。いう話がありました。これにつきましては、今般整理します防災公園先ほど申しましたが、6,500平方メートルございます。その6,500平方メートルの中で子供達のいわゆるソフトボールあるいはサッカー公式なサッカー場という子供のサッカーというコートは取れないかもわかりませんが、練習あるいはスポ少等で活用するのものについては、全然支障はありませんよと、どうぞお使いください。いうお話してございます。また一般の方からいわゆるナイター設備、元々軟式野球あるいはナイターでやってたということでグラウンドがなくなるということでどうかしてくれというお話はいただいております。これについては、まだ正式に話の中でやっておる状況でございますが、町民グラウンドそのものがもう使えない状態になりますので、新設をいたします学校等の学校解放その辺で対応していたらどうかなあというふうに考えております。まだこれも正式ではございません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 関連のことなのですが、照明器具は今、5機から4機になってあるわけで、きのうも雨の上があったあとスポーツ少年団が使っています。で、週に3回くらい特に冬場では、夜が早いもんですから、早くから使っておりますので、ぜひ3,000平方メートルのグラウンドが残るということです。以前の話ですと今ある照明灯はとってするんだというようは話であるということをお伺いしておりますがその後の動向についてお知らせ願ったらというふうに思います。

2点目は、夏場になりますと非常にあそこも早朝ソフトとかいろんな方が自由に使っておりますので、それが自由に、そのグラウンドがないわけですから、使えるのかどうなのか、ということと、もう1点が今までは教育支所があそこを草を管理したりグラウンドを管理しておりましたけど今の3,000平方メートルについての管理はどこがするのかその点についてお尋ねします。

教育次長（村田 雅典君） 3点ほど御質問いただきました。まず照明器具の関係でございますが、防災公園、あるいは防災センターについては、当然、県有地ということになるわけですが、これにつきましては、山口県が整理することになっておりまして、詳細な設計等については、今現在では、把握しておりませんが、当初の段階では先ほど申しましたように、子供達がサッカーとかソフトボールはできる。そしてまた防災公園そのもの、防災センターそのものが有事の際の避難所あるいは救護所あるいは、簡易テントを設置するをするというような話を聞いております。したがって、それなりの照明設備が配置されるべきものであるというふうに思っております。

次に、自由に使えるかどうか、いうことですが、防災公園は県有地という形になるわけですので、でき上がった後に県がどういうふうな対応してくるか、そのへんのことについてはまだ不明なところでございます。ただ防災公園と隣接します防災センターはありますので管理については防災センターが管理をするであろうというふうに思っております。

3点目のいわゆる草刈とか、その辺の管理の話でございますが、防災公園は、6,500平方メートルでございます。これは、県の所有地ということになります。残りの3,000平方メートルは、町有地と民有地ということになっておりますが、場所的には、今防災センターが立っております、場所と久賀の庁舎がございます。その間が町有地、それから防災センターの北側が、防災公園というようなすみ分けになります。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） ただいまの件で、補足説明をさせていただきますが、防災公園につきましては、明年1月の下旬くらいになるかと思いますが、それから工事を始めて秋頃までに完成する予定でございます。ただ、この完成後でございますが、これは県のほうから今の防災センターと同じく非公募による指定管理ということで町のほうが管理を受けることになるかと思

ます。まだ調整については、その辺の打ち合わせはできておりませんが、また指定管理料というものは町がいただくことになっております。

議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。

ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町民運動場設置条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第19・議案第13号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第13号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

第7条第1項の改正は、被保険者が出産した時に支給する出産育児一時金の額35万円に3万円を上限にして加算するもので、実施は、平成21年4月からの出産に適應するものでございます。これは産科医療保障制度として、分娩期間が、加入し、民間の保険を活用して通常の妊娠分娩にも関わらず脳性マヒとなった出生児およびその家族の経済的負担を速やかに保証するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として創設され平成21年1月1日からの出産に適應となります。なお、補償金は分娩期間に過失が無くても支払らわれ、一時金20年間の分割金合わせて3,000万円となっております。

第8条の葬祭費の支給に関しまして社会保険船員保険各共済組合の被保険者が退職を3カ月以内に死亡し各保険制度から葬祭費が法廷給付された場合国保からの葬祭費支給は行わず他方給付優先を規定するもので、第8条第2項として加えるものでございます。

第9条の改正は、平成20年4月から医療保険者に特定検診及び特定保健指導の実施が義務づ

けられましたので保険事業の一環として条文に規定するものでございます。

第14条、第15条においては国民健康保険法の字句を法と置きかえております。

第7条第1項出産育児金の改正は平成21年1月1日から施行し、第8条第2項葬祭費支給の改正は交付の日から施行する。

第9条特定健康審査等については平成20年4月1日から適応することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明は終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 7条関係で1点まず質疑をしたいと思うんですが、今までの35万円出産一時金に対して、必要があると認めるときは、規則でさだめるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。今から条例が通って、規則が、まあ議会で言えば加えられてくるんだろうと思いますが、規則の部分は、今既に考えておられるのかどうなのかという点が1点です。高齢者医療といわゆるもとの国保この中での特定健康審査等行うことについては、中身が違う訳なんです。中身が違うから条例を新たに作って、新たに追加したと見られますが、いわゆる特定審査等において、国保で行う部分と、後期高齢者部分で行う、中身の違いについて、知っておられるかどうかまず質疑をしておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） まず、第1点目の規則でございますが。当然条例が、通った後、規則を施行するというところでございますので、一応現在で既に内容については考えております。そして、特定検診の件の内容につきましてはその国保とそしてまた後期高齢者医療、長寿医療に基づくところの検診というものについては、内容等については、ほとんど同様でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあ私はずっとかつてはこういう条例を作るときには、例えば、規則で定めるという場合はできておれば、できるだけ議会に提示してくださいよということを過去言ってきました。実際的に、今議員に、今答弁を聞いておりますと既に考えておると文書化されておることをといたかどうかわかりませんが、実際的にはできておれば、やはり私は決してこの条例が通ることと一緒に、規則部分だされてよかろうかというふうに思います。その点では、やはりあれば、議会にだしていただきたいなというのか一つです。もう一つは今回新たに後期高齢者医療制度ができて、後期高齢者医療国保というのができておるんですが、実際的には中身は若干特定検診部分は、いわゆる特定検査部分は私のほうは中身の変更はあるといわゆる医療や年齢によって中身が変動しているというふうに見ております。それはやっぱり私の認識と担当課長

さんの認識が違つかもしれませんが。その点だけは指摘しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 規則の案でございますが、後ほど提示させていただきます。そして、特定検診の件でございますけど、これにつきましては65歳以上につきましては介護保険によるところの特定高齢者を把握するための生活機能のほうがべつに含まってきます。だから、65歳以上につきましては、その生活機能の評価が入ってきますので、その部分では違いますけど特定検診につきましてはその現在国保でやられている検診また後期高齢者で行っているところの検診というものの中身の内容等についてはそんなに差意はないと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20・議案第14号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第14号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは議案第14号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について補足説明をいたします。

町営住宅の入居者等の生活の安全と安心の確保目的に暴力団員が、町営住宅等を使用することを制限するため周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部を改正しようとするものであります。

平成19年4月東京都町田市の都営住宅で発生した暴力団員による立てこもり発砲事件を受けて、国土交通省から公営住宅における暴力団排除についての指針が示され、また大島警察署からも条例改正の要請を受けているところであります。町として入居者の安全で平穏な生活を確保するため周防大島町営住宅条例等に暴力団対策法により規定されている暴力団員について町営住宅

等への入居を制限する条項を加えることにしたものであります。改正の内容は、第6条は、入居者の資格について規定したものでございますが、この入居資格に暴力団員でないことを追加するものであります。第12条は同居の承認について規定したものです。第13条は入居の承継について規定したものです。第41条は住宅の明渡し請求について規定したものです。第41条は住宅の明渡し請求について規定したものです。入居者又は同居者が暴力団員である場合は明渡し請求をすることができることを追加するものであります。

第56条は入居の申し込みをしようとするものや入居者等は暴力団員かどうかについては町独自で特定することができないため警察の意見を聞くことができる等の規定を設けるものであります。暴力団員を入居を制限するためには警察との緊密な連携と警察からの情報提供が不可欠であると考えております。附則として、この条例は交付の日から施行しようとするものであります。なお、現在県を初めとして県下のほとんどの市町で条例の改正が行われている状況であります。また、本改正条例の施行後におきましては、暴力団員の入居制限に必要な情報の提供や支援について町と警察が緊密に連携するために、大島警察署との協定書を締結する予定にしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明は終わりましたのでこれより質疑に入ります。何か質疑はありますか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ちょっとわかりにくいので、補足説明を求めたいというふうに思いますが。ここで規定する平成3年法律第77号2条6号の規定の暴力団というのは、どういう中身をさしているのかわかる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） はい、松村生活衛生課長。

生活衛生課長（松村 正明君） お答えをいたします。この法律は通称暴力団対策法といわれている法律でございますが正式には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第2条の第6項に暴力団員という規定がありまして暴力団の構成をいう。そしてまたその法律の中で暴力団とはという項目の中で現在警察のほうでしていしております指定暴力団というのをさすことにその構成員をさすことになっております。現在全国で22の暴力団が指定暴力団として指定されています。その構成員をさす暴力団員ということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 1 4 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 . 議案第 1 5 号

議長（荒川 政義君） 日程第 2 1、議案第 1 5 号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 1 5 号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について補足説明をいたします。

ただいま御議決いただきました、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正と同様に、特定公共賃貸住宅の入居者等の生活の安全と安心の確保を目的に暴力団員が町営住宅等を使用することを制限するため周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容は、第 6 条は、入居者の資格について規定したのですが、この入居資格に暴力団員でないことを追加するものであります。第 1 2 条は同居の承認について規定したのですが、暴力団員を同居申請を承認しないことを追加するものであります。第 1 3 条は入居の承継について規定したのですが、暴力団員の入居承継を承認しないことを追加するものであります。第 3 3 条は住宅の明渡し請求について規定したのですが、入居者又は同居者が暴力団員である場合は明渡し請求をすることができることを追加するものであります。第 3 8 条は入居者の申し込みをしようとするものや入居者等は暴力団員かどうかについては町独自で特定することができないため警察の意見を聞くことができる等の規定を設けるものであります。附則として、この条例は交付の日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明は終わりましたのでこれより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。20分。

午後2時00分休憩

.....
午後2時20分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22．議案第16号

日程第23．議案第17号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議についてと、日程第23、議案第17号柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について補足説明をいたします。

本案は柳井地区広域事務組合を解散するにあたり地方自治法第288条の規定による関係地方公共団体の協議手続を行うため、同法第290条の規定による本議会の議決を求めるものです。柳井地区広域事務組合の解散につきましては、本年6月の第2回定例会において行政報告により御説明申し上げたところですが、このたびの議案提出にあたり改めて経緯概要を説明させていただきます。この組合は平成4年9月にふるさと市町村県の指定を受け、11月に一部事務組合として設立されました。設立時は1市7町で構成されておりましたが、合併により現在では柳井市上関町、平生町、本町の1市3町に減少しております。当組合は設立以来、ふるさと市町村基金の果実を活用し視聴覚ライブラリー、広域観光宣伝、広域圏職員研修などの事業を実施してまいりましたがその大方の事業は初期目的を達成し、また現在の厳しい財政状況の続く中で構成市町では行財政改革に積極的に取り組んでおり一部事務組合としても行財政運営のスリム化効率化が求められていたところでもあります。こうしたことから、今後は、事務事業の効率的な共同処理に主眼をおき、一部事務組合は解散することとし任意の協議会へ移行したいと考えております。なお、組合の解散時期については平成21年3月末を予定しております。

続きまして、議案第17号柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、

補足説明をいたします。

本案は柳井地区広域事務組合の解散に伴いその財産を処分するにあたり地方自治法第289条の規定による関係地方公共団体の協議手続を行うため、同法第290条の規定による本議会の議決を求めるものでございます。同財産のふるさと振興基金は構成市町村、出資金、4億5,000万円山口県補助金5,000万円及び同基金の運用見込み536万円総額5億536万円を見込んでおり構成市町の出資割合に応じて配分されることとしております。現段階置いて利息が確定しておりませんので見込み額として柳井市に旧柳井市と旧大畠分を合わせて1億8,076万6,000円周防大島町には、大島郡旧4町分の2億670万9,000円上関町に4,746万5,000円平生町に7,042万5,000円が配分される予定です。また職員退職手当基金決算見込み額707万2,000円は柳井市から職員が派遣されておりますので全額柳井市へ配分することとしております。組合は所有しております自動車1台につきましては、本町が引き継ぐこととしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、本案2件については地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行例第12条の規定により議会は議決前に当該教育委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますことから、先般周防大島町教育委員会に対して意見の提出を依頼し12月27日付けで回答いただいておりますのでその写しをお手元に配布しております参考にしていただきたいと存じます。

議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第17号柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論採決に入ります。議案第16号討論はありますか。 ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第18号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第18号平成20年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号平成20年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成20年11月25日に12社で入札を行った結果、指名業者6社において、最低制限価格での応札となりました。

この結果により、同日に周防大島町建設工事等競争入札心得（郵便入札）第12条第2項の規定によりくじを実施した結果、大野工業株式会社が5,101万6,000円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた5,356万6,800円で請負契約を締結しようとするものです。

工事の内容につきましては、沈下等により基準高を下回り、消波効果が低下した既設の離岸堤を撤去し、新たに製作した消波ブロックを加えて基準の高さまで積み直すもので、施行延長は76.2メートルとなっております。

なお、参考までに工期を申し上げますが、本契約締結の翌日から平成21年3月23日までとなっております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号平成20年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第19号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第19号平成20年度和田（東泊）漁港整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第19号平成20年度和田（東泊）漁港整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成20年11月25日に12社で入札を行った結果、指名業者4社において、最低制限価格での応札となりました。この結果により、同日に周防大島町建設工事等競争入札心得（郵便入札）第12条第2項の規定によりくじを実施した結果、有限会社菊田工業が5,877万7,000円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた6,171万5,850円で請負契約を締結しようとするものです。

工事の内容につきましては、A護岸14.5メートル、取付護岸12メートル、物揚げ場50メートル、用地造成577平米となっており、本工事の完了により和田漁港は完成ということになります。

なお、参考までに工期を申し上げますが、本契約締結の翌日から平成21年3月23日までとなっております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第19号平成20年度和田（東泊）漁港整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第20号

議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第20号平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整備事業テニスコート改修工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第20号平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整備事業テニスコート改修工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、平成20年11月25日に14社で入札を行った結果、指名業者全社において最低制限価格での応札となりました。この結果により、同月27日に周防大島町建設工事等競争入札心得（郵便入札）第12条第2項の規定によりくじを実施した結果、日本道路株式会社山口営業所が4,420万3,000円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた4,641万3,150円で請負契約を締結しようとするものです。

なお、参考までに工期を申し上げますが、本契約締結の翌日から平成21年3月18日までとなっております。

工事の内容につきましては、テニスコート人工芝の張りかえ10面分で、面積は6,820平米となっております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、入札参加業者がすべてが最低制限価格での入札状況ということであります。ほいで実際的に今までも議論されてきたと思いますが、最低制限、いわゆるもうけることの是非についても議論されました。ほいで、実際的に今回見てみると、積算する、客観的に積算してこの額へすべての業者がなるということはほとんど考えられない状況があります。と言いますが、それぞれ同じ価格で入札、いわゆる最低制限で入札する。結果的になったということは、積算能力以前の問題があるんじゃないかというふうに見てとれる状況ではないかというふうに思います。今までも合併後、例えば1円入札もあったしですね、実際的には。

しかし、今回ほど全社、入札参加全社、最低制限で応札と、いや入札参加というのは今までな

かった事例じゃないかというふうに思いますが、どのように見ているのか。結果をどのように見ているのか。言いようがないと思いますが、（笑声）答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） すべての業者が最低制限価格での入札についての執行部といいですか、見解をとということだろうと思えますけど、今広田議員さんおっしゃいましたように、入札参加者すべてが最低制限というのは今までなかったことであります。ありますが、結果について言いますと、指名各社による競争性が発揮されてこのような結果になったとの判断しかできかねますので、（笑声）よろしくをお願いします。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 結果的にはそうなのですが、実際的に一番ポイントは、今の各 これは特殊工事の部分じゃあないかというふうに思いますが、実際的に最低制限で入札するという事は、私は確かに一面では入札、いわゆる競争原則が発揮されたという側面と、もう一つは、最低制限価格がいわゆる公示することによって、新たにいわゆる積算をしなくてもよいという風潮がこの結果からも読み取れるんじゃないかというふうに見とるんですが、その点についてはどうだろうかという点があります。

確かに、最低制限価格の公示は今までも議論して、公示、いわゆる明示はいわゆる議論してきたところでもあります。

例えば最低制限価格を明示することによって、実際的な積算能力が低下するんじゃないかとか、いろいろ議論してきたわけです。今回まさにそういう側面があるんじゃないかという危惧が出た入札状況じゃないかなというのがこの結果から見てとれるんでね、その辺のところはやっぱり抑えちよく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。答弁要りません。（笑声）

議長（荒川 政義君） いいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第20号平成20年度長浦スポーツ海浜スクエア整

備事業テニスコート改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 27 . 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（荒川 政義君） 日程第 27、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を上程し、これを議題とします。

本選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により本日提案するものであります。御承知のとおり、選挙管理委員は、地方自治法 181 条第 2 項及び 183 条第 1 項の規定により 4 名をもって組織され、任期は 4 年であります。

なお、補充員についても地方自治法 182 条第 2 項の規定により、委員と同数の 4 名選挙することになっています。この補充員は委員に欠員が生じた場合あらかじめ決められた順番により補充されることになっております。

これより、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

事務局より、選挙管理委員会委員及び補充員候補の候補者の名簿を配布します。

〔候補者名簿配布〕

議長（荒川 政義君） 指名いたします。周防大島町選挙管理委員会委員に、山本衛氏、石田克夫氏、柳本和夫氏、柳田治生氏、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました 4 名を地方自治法第 118 条第 3 項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、周防大島町選挙

管理委員会委員に、山本衛氏、石田克夫氏、柳本和夫氏、柳田治生氏、以上4名の方が当選されました。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、樹元昭氏、山崎正實氏、木谷章啓氏、末武保氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会委員補充員に、樹元昭氏、山崎正實氏、木谷章啓氏、末武保氏、以上4名の方が当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順位はただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選人に対する告知につきましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長より当選人に告知いたします。

日程第28．岩国基地関連対策特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第28、岩国基地関連対策特別委員会の設置についてを上程し、これを議題といたします。

なお、特別委員会の目的等については既にお手元に配布してあるとおりでございますので、御高覧をよろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。本案については、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会の設置を平成17年12月20日に決議し、調査、研究をしております。

この岩国基地をめぐる諸問題は、我が周防大島町にとって大きな関心事件であり、引き続き議会として特別委員会を設置し、関係諸団体との情報の交換をするとともに、基地関連の調査・研究をしてみたいと思います。

よって、本案については、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、基地関連の調査・研究について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午後2時46分休憩

.....

議長（荒川 政義君） 全員協議会を行いたいと思います。

委員の指名につきましては、議長がこれを決めるということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 田中さん。はい。

議員（1番 田中隆太郎君） 希望をとって指名してください。

議長（荒川 政義君） 希望。はい。

それでは、特別委員会の委員につきましては、希望をとるということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） はい。暫時休憩します。

暫時休憩します。

.....

午後3時09分再開

議長（荒川 政義君） 申しわけございません。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま希望をとりましたところ、ただいま設置されました岩国基地関連対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、杉山藤雄議員、神岡光人議員、新山玄雄議員、平野和生議員、広田清晴議員、中村美子議員、中本博明議員、松井岑雄議員、以上8名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を、岩国基地関連対策特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに岩国基地関連対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされまようお願いいたします。

暫時休憩いたします。隣の会議室でよろしくお願いいたします。

午後3時10分休憩

午後3時17分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩国基地関連対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に杉山藤雄議員、副委員長に平野和生議員が互選されました。

岩国基地関連対策特別委員会委員長に就任の杉山藤雄議員よりごあいさつをお願いいたします。

（発言する者あり）（笑声）

岩国基地関連対策特別委員長（杉山 藤雄君） 基地対策特別委員会の委員長に推薦されまして、その職を受けることにしました。

前回は引き続きでございますが、皆さんの御協力、御支援をいただきまして役目を無事果たすよう一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第29．議会広報編集特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第29、議会広報編集特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りいたします。本案につきましては、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託した上、期間を2年とし、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、平野和生議員、尾元武議員、魚谷洋一議員、安本貞敏議員、布村和男議員、小田貞利議員、以上6名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会広報編集特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後 3 時 25 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に平野和生議員、副委員長に魚谷洋一議員が互選されました。

議会広報編集特別委員会委員長の平野和生議員に就任のごあいさつをお願いいたします。（拍手）

議会広報編集特別委員長（平野 和生君） このたびじゃんけんで、（笑声）じゃなかったか、写真が一番うまいということで僕は無事委員長になりました。皆様の御協力をもって立派な広報誌を、以前にも負けずつくっていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第 30 . 地域活性化特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第 30、地域活性化特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第 5 条の規定により、8 人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「元気にここに安心して 21 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査、研究について、これに付託の上、期間は 2 年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8 人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「元気にここに安心して 21 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査、研究について、これに付託の上、期間は 2 年とし、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地域活性化特別委員会の委員の選任について、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、田中隆太郎議員、魚原満晴議員、今元直寛議員、田村三郎議員、魚谷洋一議員、平川敏郎議員、安本貞敏議員、久保雅己議員、以上 8 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 8 名の議員を地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに地域活性化特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時28分休憩

.....
午後 3 時31分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に久保雅己議員、副委員長に今元直寛議員が互選されました。

地域活性化特別委員会委員長、久保雅己議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

地域活性化特別委員長（久保 雅己君） ただいま地域特別委員会の委員長に推薦されました。

少子高齢化が進む中、非常に多難な周防大島町でございます。取り組む事業もたくさんあると思いますので、皆様の協力を得ながら頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（荒川 政義君） 以上で、特別委員会の設置を終わります。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、12月18日木曜日午前9時30分から開きます。

午後 3 時33分散会